

経済法 第 19 回 06/19

担当 中川晶比兒

I 優越的地位の濫用の規制

【関連する規定】

[1] 定義規定

[1-1] 独禁法 2 条 9 項 5 号(課徴金対象行為)

「五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

- イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。」

[1-2] 独禁法第 2 条 9 項 6 号に基づく一般指定 13(取引の相手方の役員選任への不当干渉) … (略)

[1-3] 特殊指定に定められた行為

①特殊指定の種類

「新聞業における特定の不正な取引方法」(平成 11 年 7 月 21 日公正取引委員会告示第 9 号)

「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」(平成 17 年 5 月 13 日公正取引委員会告示第 11 号)

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」(平成 16 年 3 月 8 日公正取引委員会告示第 1 号)

②特殊指定の意義

- (a) 独禁法 2 条 9 項 5 号に定められた濫用行為の具体例を示す ←法定類型はそれだけ網羅的ということ
- (b) 優越的地位及び濫用行為についての立証は、特殊指定だからといって容易になっているわけではなく、個別具体的にそれぞれの要件を満たすことの立証が必要である。¹
- (c) 濫用行為に従わない相手方に対する取引拒絶等も不正な取引方法に該当することを定める。²
- (d) 課徴金がかからない。

[2] 違反に対する独禁法上の措置

法定類型は排除措置命令(20 条)のほか、課徴金納付命令(20 条の 6)³:

「事業者が、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするもの

¹ 大規模小売業者及び特定荷主の優越的地位についても、告示全体を読めば、売上高や資本金等の形式基準だけで決めているわけではないことが分かる。新聞業の特殊指定 3 では、新聞発行者が販売店との間で優越的地位にあることを当然の前提としている(立証不要である)ような書きぶりになっているが、発行者の地位によっては個別に立証が必要な場合もあろう。

² 取引拒絶等については、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」1 の八及び 2、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」9 及び 10 参照。

³ 特殊指定及び一般指定に該当する行為については、排除措置命令のみ。

に限る。)をしたときは、公正取引委員会は、…当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。)における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。)に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。」

[3] 下請代金支払遅延等防止法(下請法)

①資本金の額又は出資の総額で大規模な親事業者が、自分よりも規模の小さな下請事業者に製造委託等(製造、修理、情報成果物作成、役務提供の委託⁴)をする場合に適用される。(下請法 2 条 7 項、8 項)

⇒ 優越的地位の個別具体的な立証は不要

②独禁法の特別法ではないので、独禁法と下請法のいずれを適用してもよいが、実務上は下請法を優先的に使う傾向。なぜなら、

(a) 優越的地位の立証をする必要がないため、迅速に適用できる⁵

(b) 公取委が違反行為の取りやめその他の措置(支払遅延の場合の遅延利息⁶の支払いを含む)をとることを勧告した場合、親事業者が勧告に従えば独禁法を適用しない(下請法 8 条)ため、従わない事業者はまずない。

③下請法 4 条で規制される濫用行為は、独禁法 2 条 9 項 5 号に定められた行為類型と同じ。

⇒ 最近の事例として、株式会社プレナスに対する件(H29.03.02)、株式会社ファミリーマートに対する件(H28.8.25)

④建設業者による建設工事の請負については、下請法の適用が除外されている(下請法 2 条 4 項)。

⇒ 建設業法で、建設工事の注文者が請負業者に対して行う濫用行為(不当に低い請負代金、使用資材等の購入強制)を禁止する(19 条の 3、19 条の 4)ほか、下請代金の支払遅延等に関する規定(24 条の 3~24 条の 5)がある。

⇒ 公取委は建築業の元請業者による下請業者に対する濫用行為を念頭において、「下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を定めており、これは国土交通省が「建設業法令遵守ガイドライン」に含めて公表している。

【優越的地位の濫用の規制根拠に関する通説的な説明】

「昭和 57 年の一般指定の改正に際して、公取委が、優越的地位の濫用の公正競争阻害性が、取引主体の自由かつ自主的な判断により取引が行われるという自由な競争基盤が侵害されることに求められること、…を明らかにした。」「その後、…優越的地位の濫用の公正競争阻害性を競争基盤の侵害…に求める見解が一般的に通用するものとなっている。このような競争基盤の侵害説によれば、濫用行為自体に公正競争阻害性が内在するものと捉えられる。」⁷

※ 相手方が行為者の言いなりになるような状況を規制するもの

⁴ 「この法律で「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等の製造(加工を含む。)若しくは修理、情報成果物の作成又は役務の提供を依頼することをいう。」「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第 2(平成 15 年 12 月 11 日)

⁵ 「下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。」「公正取引委員会平成 27 年度年次報告」199 頁

⁶ 下請法 4 条の 2 及びそれを受けた公取委規則により年 14.6%である。

⁷ 根岸哲編『注釈独占禁止法』497 頁(根岸哲)(有斐閣、2009 年)

【濫用行為】

※ (基本的な考え方)濫用行為とされるのは、
相手方にとって利益にならない一方的な利他的行為を余儀なくさせること または
相手方が負担すべきいわれのない不利益を与える行為。

[1] 押し付け販売(2条9項5号イ)

[1-1] 正常な商慣習に照らして不当な押し付け販売にあたる場合:

- (a) 相手方が購入を希望しない(カテゴリーの)⁸商品・役務の購入を余儀なくさせる⁹場合であって、かつ
(b) 相手方に当該商品・役務の購入を義務づけることが相手方の利益(競争力強化)につながらない(一方的に利他的な)場合

《具体例 1》(株)三井住友銀行に対する件・勸告審決平成 17 年 12 月 26 日審決集 52 卷 436 頁

(i) 「三井住友銀行は、主として変動金利で融資を行う機会を利用して、融資とは別の商品である金利スワップを販売している。」「金融機関から変動金利による借入れを受けている事業者は、三井住友銀行から変動金利を受け取り、固定金利を支払うことを内容とする金利スワップを購入することによって、金融機関からの借入れに係る変動金利を固定化することが可能となり、金利上昇リスクのヘッジをすることができる。」

(ii) 三井住友銀行は、「金利スワップの販売による収益の増加を目的とした事業計画」に基づき、「各法人営業部(三井住友銀行が日本国内の各地域に置いている、事業者に対する営業活動の拠点。…)の収益目標を設定し、同目標に基づき各法人営業部の営業担当者(以下「担当者」という。)に対し、一定の収益目標を課している。」「…収益目標の達成度を判断する場合、金利スワップの想定元本に一定の利率及び契約年数を乗じた額を当該金利スワップが販売された年度の収益として計算しており、担当者は、課せられた収益目標を達成するため、事業者に対して金利スワップを積極的に販売している。」

(iii) 「三井住友銀行は、融資先事業者から新規の融資の申込み又は既存の融資の更新の申込みを受けた場合に、融資に係る手続を進める過程において、融資先事業者に対し、金利スワップの購入を提案し、融資先事業者が同提案に応じない場合に

ア 金利スワップの購入が融資を行うこと条件である旨、又は金利スワップを購入しなければ融資に関して通常設定される融資の条件よりも不利な取扱いをする旨明示する

イ 担当者に管理職である上司を帯同させて重ねて購入を要請するなどにより、金利スワップの購入が融資を行うこと条件である旨、又は金利スワップを購入しなければ融資に関して通常設定される融資の条件よりも不利な取扱いをする旨示唆する

ことにより金利スワップの購入を要請し、融資先事業者に金利スワップの購入を余儀なくさせる行為を行っている。」すなわち、金利上昇リスクのヘッジを行う必要があるほど変動金利が上昇することは当面ないと考え、複数回にわたる金利スワップの購入提案に応じなかった融資先事業者に対しても、金利スワップの購入を余儀なくさせていた。

(iv) 「三井住友銀行のこれらの行為の結果、金利スワップの購入を余儀なくされた融資先事業者は、融資に係る支払金利に加えて、当該金利スワップの契約期間において金利スワップに伴う固定金利と変動金利の差額を支払い続けなければならない、また、当該金利スワップを契約期間中に解約しようとするには一括して所要の解約清算金を支払わなければならない、融資に係る支払金利以外の金銭的負担を強いられることとなっている。」

⁸ 「当該取引に係る商品又は役務」とは、両当事者が取引対象とすることに合意している商品・役務のことである(独禁法 2 条 9 項 5 号ハにおける、他の用例との整合性ゆえ)。

⁹ 「購入させる」には、その購入を取引の条件とする場合や、その購入をしないことに対して不利益を与える場合だけではなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる」。優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 1

《具体例 2》カラカミ観光(株)に対する件・勧告審決平成 16 年 11 月 18 日審決集 51 卷 531 頁

「カラカミ観光は、北海道の区域において、「定山溪ビューホテル」、「洞爺サンパレス」、「洞爺パークホテル」、「ニュー阿寒ホテル」、「阿寒ビューホテル」及び「ホテルエメラルド」と称するホテル(これらを総称して以下「道内 6 ホテル」という。)の経営を行っている。」「道内 6 ホテルにおいてカラカミ観光と継続的な取引関係にある食材、日用雑貨品、衣料品等の商品及び広告代理業務、人材派遣業務等の役務を供給する事業者(これらを総称して以下「納入業者等」という。)は、約 440 名である」。

「カラカミ観光は、遅くとも平成 13 年 4 月以降、道内 6 ホテルにおいて、閑散期における稼働率の向上及び収益確保を目的として、おおむね、別紙の…「購入要請時期」欄記載の時期に、…「利用可能期間」欄記載の期間(年末年始等の特定の期間を除く。)に限り当該ホテルで使用できる宿泊券(以下「宿泊券」という。)について、納入業者等に対し、あらかじめ納入業者等ごとに購入を要請する枚数を設定し

ア 文書で宿泊券の購入を要請し、購入の申込みが無いなどの場合には、事業部長ら納入取引等に影響を及ぼし得る者から購入するよう重ねて要請する

イ 宿泊券の購入を要請する文書とともに購入を要請する枚数の宿泊券を納入取引等に影響を及ぼし得る者から手渡す

等の方法により宿泊券を購入するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者等の多くは、カラカミ観光との納入取引等を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされている。」「カラカミ観光は、納入業者等に対し、平成 13 年度に総額約 2 億 2900 万円、平成 14 年度に総額約 2 億 2500 万円、平成 15 年度に総額約 2 億円の宿泊券を購入させている。」

[1-2] 押し付け販売に当たらない場合:

《具体例》「大規模小売業者が納入業者に対してプライベート・ブランド商品の製造を委託する際に、当該商品の内容を均質にするなど合理的な必要性から、納入業者に対して当該商品の原材料を購入させるような場合」¹⁰

※ 相手方が購入を望んでいなくても((a)を満たしても)、行為者が相手方の購入先を決定することが、サプライチェーン全体の競争的努力を高めるために合理性がある((b)を満たさない)といえる場合。

フランチャイズ契約において本部が加盟店に「商品、原材料等の注文先や加盟者の店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について、…本部又は本部の指定する事業者とのみ取引させること」¹¹についてもこの基準で考えるべき。

[2] 経済上の利益を提供させること(2 条 9 項 5 号ロ)

[2-1] 協賛金の要求

①協賛金の要求が正常な商慣習に照らして不当な場合

相手方にとって「直接の利益」¹²(相手方商品の販売拡大)にならない(一方的に利他的な)協賛金の支払を余儀なくさせる場合

《具体例 1》(株)ラルズに対する件・排除措置命令平成 25 年 7 月 3 日

ラルズ¹³は、遅くとも平成 21 年 4 月 20 日以降、「新規開店又は改装開店の際に実施するオープンセールに際し、仕入担当者から、特定納入業者¹⁴の過半に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進

¹⁰ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準第 2 の 6(2)3(平成 17 年 6 月 29 日)

¹¹ 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」3(1)ア(取引先の制限)(平成 14 年 4 月 24 日)

¹² 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 2(1)ア

¹³ 「北海道の区域において、「ビッグハウス」、「ラルズマート」、「スーパーアークス」、「ラルズストア」、「ホームストア」、「ラルズブラザ」、「ファミリーブラザ」又は「フレティ」と称する店舗を運営し、食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業を営む者」である。

¹⁴ 取引上の地位がラルズに対して劣っていた納入業者のこと。具体的な企業名で特定されているため非公表である。

効果等の利益を勘案せず、一方的に決定した額の金銭又は仕入部門ごとに設定した算出方法により算出した額の金銭の提供を要請していた。」また、「毎年、9 月頃から 11 月頃に実施する「創業祭」と称するセールに際し、仕入担当者から、特定納入業者のほとんど全てに対し、当該セールのためには一部しか充当しないにもかかわらず、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せず、当該特定納入業者からの 6 か月間の仕入金額に 0.45 パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供するよう要請していた。…」この要請を受けた特定納入業者は、ラルズとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、金銭を提供していた。」¹⁵

《具体例 2》決算対策のための協賛金の要請¹⁶

②協賛金の要求が不当でない場合:「直接の利益」の範囲内である場合

「納入業者の商品の販売促進に一定程度つながるような協賛金や納入業者のコスト削減に寄与するような物流センターの使用料等」であって、「納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲」内である場合。¹⁷

※「受発注オンライン・システム、商品マスター登録システム、棚割用画像データシステム並びにPOSデータ及び来店客の購買履歴データ提供システムの利用料」¹⁸も協賛金に準じて判断されるものと思われる。

[2-2] 従業員等の派遣¹⁹

①正常な商慣習に照らして不当な場合:

- (a) 相手方にとって「直接の利益」²⁰(相手方の商品の販売拡大、消費者ニーズの把握)にならない(一方的に利他的な)従業員等の派遣であって、かつ
- (b) 直接の利益のない(直接の利益を超える)部分につき、ただ働きさせる場合。

《具体例 1》(株)エディオンに対する件・排除措置命令平成 24 年 2 月 16 日

「エディオンは、遅くとも平成 20 年 9 月 6 日以降、特定納入業者に対し、搬出若しくは搬入又は店作りであって当該特定納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しないものを行わせるために、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、これらを行う店舗、日程等を連絡し、もって、その従業員等を派遣するよう要請していた。」

「前記…の要請を受けた特定納入業者は、エディオンとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、従業員等を派遣していた。また、エディオンは、当該派遣のために通常必要な費用を負担していなかった。」「エディオンは、平成 20 年 9 月 6 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、新規開店又は改装開店を実施した延べ 133 店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、少なくとも延べ 11,172 人の従業員等を派遣させて使用していた。」

②不当でない場合²¹:

(i) 「従業員等の派遣が、それによって得ることとなる直接の利益の範囲内である」場合。すなわち、納入業者の「従業員等を当該納入業者の納入に係る商品の販売業務(その従業員等が大規模小売業者の店舗に常駐している場合にあっては、当該商品の販売業務及び棚卸業務)のみに従事させる場合(その従業員等が有する販売に関する

¹⁵ 協賛金総額は 4 億 600 万円であるが、課徴金額は 12 億 8713 万円である。

¹⁶ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 2(1)想定例②

¹⁷ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準第 2 の 8(1)(平成 17 年 6 月 29 日)

¹⁸ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準第 2 の 8(2)ウ(平成 17 年 6 月 29 日)

¹⁹ 「従業員等」には、当該取引の相手方が当該要請に応じるために雇用した

アルバイトや派遣労働者等が含まれる。優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 2(2)ア(注 11)

²⁰ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 2(2)ア

²¹ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 2(2)イ

技術又は能力が当該業務に有効に活用されることにより、当該納入業者の直接の利益となる場合に限る。）」²²

(ii) 直接の利益にはならないが、対価を支払っている場合。「従業員等の派遣の条件についてあらかじめ当該取引の相手方と合意…し、かつ、派遣のために通常必要な費用を自己が負担する場合」。

[2-3] その他の経済上の利益を提供させること

《具体例 1》(株)ローソンに対する件・勧告審決平成 10 年 7 月 30 日審決集 45 巻 136 頁

「1(一)ローソンは、日用品について、ローソンチェーン店の売上げの増大を図るため、ローソンチェーン店の取扱い優先度が高いものとして選定したいいわゆる標準棚割商品…の統一的な陳列を行うこととし、平成 10 年 1 月 23 日ころ、千葉県船橋市所在の株式会社野村商事の会議室で開催した会合において、主要日用品納入業者約 70 名に対し、すべての標準棚割商品の一定個数をローソンチェーン店に無償で納入するよう要請し、同会合の席上、この要請に応ずるか否かを書面により回答させた。」

「(二) ローソンは、前記(一)の会合以後、会計処理の便宜上、前記(一)の無償での納入の要請を 1 円での納入(以下「1 円納入」という。)の要請に変更するとともに、この要請を行うことによって、ローソンチェーン店が標準棚割商品以外の在庫商品を処分するための費用として、約 13 億円を日用品納入業者に負担させることとし、前記(一)の会合において要請に応じないと回答した日用品納入業者及び同会合に招集しなかった日用品納入業者に対しても再三にわたり 1 円納入の要請を行った。」

「2 前記 1 の要請を受けた日用品納入業者の大部分は、統一的な陳列の実現に要する費用は本来ローソン又はローソンチェーン店が負担すべきであり、1 円納入の要請に応じるべき合理的理由がないにもかかわらず、要請の時期が次期において取り扱われる商品の選定時であり、また、ローソンとの納入取引を継続して行う立場上、同要請に従うことを余儀なくされ、日用品納入業者の一部は平成 10 年 2 月 25 日ころ 1 円納入を実施し、また、その他の日用品納入業者の多くも 1 円納入を順次約定しつつあった。」

《具体例 2》相手方から取引対象以外の知的財産を無償で提供させること²³：

「ソフトウェア開発、テレビ番組制作等の委託取引のように受託者が役務を提供して得られる成果物(以下「情報成果物」という。)を引き渡すことで債務の履行が完了する」場合がある。²⁴

「受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合」²⁵に問題となる。

※ ローソン事件は不当な値引き(2 条 9 項 5 号ハ)にも見えるが、対価の水準が不当に低いかどうかの判断は不要な事案だから、経済上の利益を提供させたことに分類されている。

²² 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正取引方法 7(平成 17 年 5 月 13 日公正取引委員会告示第 11 号)

²³ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 2(3)ア

²⁴ 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」はじめに(平成 10 年 3 月 17 日)。情報成果物としては、ゲームソフトその他のソフトウェア、家電製品の制御プログラム、ラジオ番組、CM、映画、設計図、ポスター、商品・容器のデザイン、コンサルレポート、雑誌広告などが挙げられている。

²⁵ 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」第 2 の 7(1)(平成 10 年 3 月 17 日)

[3] その他取引の相手方に不利益となるような取引条件(2条9項5号ハ)

[3-1] 一方的な返品 ←買戻しを求める行為

①正常な商慣習に照らして不当な場合:相手方が負担すべきいわれのない不利益を与える返品

《具体例 1》日本トイザラス(株)に対する件・排除措置命令平成 23 年 12 月 13 日

日本トイザラスは、「売上不振商品等を納入した特定納入業者 63 社に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がなく、当該売上不振商品等の購入に当たって当該特定納入業者との合意により返品の内容を定めておらず、かつ、当該特定納入業者から当該売上不振商品等の返品を受けたい旨の申出がなく、あるいは当該申出があったとしても当該特定納入業者が当該売上不振商品等を処分することが当該特定納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、当該売上不振商品等を返品していた。」「この返品を受けた特定納入業者 63 社は、日本トイザラスとの取引を継続して行う立場上、その返品を受け入れることを余儀なくされていた。また、日本トイザラスは、この返品によって当該特定納入業者に通常生ずべき損失を負担していなかった。」「この行為により、日本トイザラスは、平成 21 年 1 月 6 日から平成 23 年 1 月 31 日までの間に、特定納入業者 63 社に対し、総額約 2 億 3320 万円に相当する売上不振商品等の返品を行っていた。」

《具体例 2》売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由として返品する場合。²⁶

②不当でない場合:

(i) 当該取引の相手方から購入した商品に瑕疵がある場合、注文した商品と異なる商品が納入された場合、納期に間に合わなかったために販売目的が達成できなかった場合等、当該取引の相手方側の責めに帰すべき事由により、当該商品を受領した日から相当の期間内に、当該事由を勘案して相当と認められる数量の範囲内で返品する場合

(ii) あらかじめ当該取引の相手方の同意を得て、かつ、商品の返品によって当該取引の相手方に通常生ずべき損失²⁷を自己が負担する場合

(iii) 当該取引の相手方から商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該取引の相手方が当該商品を処分することが当該取引の相手方の直接の利益となる場合²⁸

※ なお、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」及び「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」1の二では、商品の購入前に相手方との合意により定めた条件に従って正当な商慣習の範囲内で行う返品にも言及があるが、不当性がないことの具体的基準は不明であるため、ここでは取り上げていない。

[3-2] 代金減額

[3-3] 対価の一方的決定

[3-4] その他

①支払遅延 ②やり直しの要請 ③必要量を超えた供給

(続く)

²⁶ 受領拒否についてはあるが、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 3(1)想定例①

²⁷ 「通常生ずべき損失」とは、返品により発生する相当因果関係の範囲内の損失をいう。例えば、①当該商品の市況の下落や時間の経過による当該商品の使用期限の短縮に伴う商品価値の減少等に相当する費用、②当該商品の返品に伴う物流に要する費用、③当該商品の廃棄処分費用等をいう。」「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準第 2 の 1(3)ウ(平成 17 年 6 月 29 日)

²⁸ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成 22 年 11 月 30 日)第 4 の 3(2)イ「直接の利益」とは、ここでも相手方の販売拡大(新商品に置き換える場合など)が念頭に置かれている。